

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	SMC株式会社		コード	6273
提出日	2026/6/11	異動(予定)日	2026/6/26	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし					
1	岩田 宣子	社外取締役	○															○		有	
2	大谷 渡	社外取締役	○																△	新任	有
3	井植 敏雅	社外取締役	○																△	新任	有
4	村田 朋博	社外取締役	○															○		新任	有
5	唐津 恵一	社外取締役	○															○		新任	有
6	十時(横田)希代子	社外取締役	○															○		新任	有
7	伊東 賢治	社外取締役	○															○		新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		岩田宣子氏は、東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「社外役員の独立性に関する基準」(4. 補足説明 参照)を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
2	大谷 渡氏が過去に取締役副社長を務めていたYKK株式会社及びYKK AP株式会社と当社との間には、当社製品の販売等の取引関係がありますが、年間の取引規模は当社連結売上高の1%未満であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しています。	大谷 渡氏は、東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「社外役員の独立性に関する基準」(4. 補足説明 参照)を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定するものです。
3	井植敏雅氏と当社との間には、過去にアドバイザー契約に基づく取引関係がありましたが、年間の報酬支払額は1,000万円未満でした。また、同氏が過去に代表取締役社長を務めていた三洋電機株式会社、副社長執行役員を務めていた株式会社LIXILグループ、取締役グローバルカンパニー社長を務めていた株式会社LIXILと当社との間には、当社製品の販売等の取引関係がありますが、年間の取引規模はいずれも当社連結売上高の1%未満であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しています。	井植敏雅氏は、東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「社外役員の独立性に関する基準」(4. 補足説明 参照)を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定するものです。
4		村田朋博氏は、東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「社外役員の独立性に関する基準」(4. 補足説明 参照)を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定するものです。
5		唐津恵一氏は、東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「社外役員の独立性に関する基準」(4. 補足説明 参照)を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定するものです。
6		十時(横田)希代子氏は、東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「社外役員の独立性に関する基準」(4. 補足説明 参照)を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定するものです。
7		伊東賢治氏は、東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「社外役員の独立性に関する基準」(4. 補足説明 参照)を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定するものです。

4. 補足説明

当社は、社外取締役(監査等委員である取締役を含む)の独立性に関して、法令上の要件のほか、東京証券取引所の定める基準に当社の考え方を加えて、以下のとおり当社独自の基準を設定しています。

◆直近事業年度(末)において、以下のいずれにも該当しないこと

- 当社グループの業務執行者(業務執行取締役、執行役、従業員等をいう。以下同じ。)
- 当社グループの主要な取引先(※)又はその業務執行者
 - 主要な取引先とは、以下に該当する者をいう。
 - 当社グループの連結売上高の2%以上を占める販売先
 - 連結売上高の2%以上が、当社グループに対するものである仕入先又は業務委託先
 - 当社グループの連結総資産の2%以上の金額を、当社グループに融資等している借入金
- 当社の主要株主(総議決権の10%以上を保有している株主をいう。)またはその業務執行者
- 当社グループに対して法定の監査証明業務を提供する公認会計士又は監査法人に所属する者
- 当社グループとの間で、役員又は執行役員を相互に兼任する関係にある会社の業務執行者
- 当社グループから、役員報酬以外に1,000万円以上の報酬等の支払を受けた弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門家(これらの者が法人その他の団体であるときは、それに所属する者)
- 当社グループから、1億円以上の寄付を受けた個人又は団体若しくはその業務執行者
- 過去10年間に於いて、上記(1)に該当していた者及び過去3年間に於いて、上記(2)~(7)に該当していた者
- 上記(1)~(8)に掲げる者の配偶者及び2親等内の親族。ただし「業務執行者」については、重要な業務執行者(業務執行取締役、執行役、執行役員等の役員に準ずる高位の従業員をいう。))に限る。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互兼任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものとご留意ください。
 ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。
 ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。